

寒川浄水場排水処理施設更新等事業

実 施 方 針

平成14年8月

神奈川県企業庁水道局

目次

1 特定事業の選定に関する事項	1
(1) 事業内容に関する事項	1
(2) 特定事業の選定に関する事項	3
2 事業者の募集及び選定に関する事項	4
(1) 事業者選定の方法	4
(2) 選定の手順及びスケジュール	4
(3) 応募手続き等	5
(4) 応募者の備えるべき参加資格要件	8
(5) 審査及び選定に関する事項	9
(6) 結果及び評価の公表方法	10
(7) 提出書類の取扱い	10
3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	10
(1) 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	10
(2) 提供されるべきサービス水準	11
(3) 公共施設等の管理者による支払に関する事項等	11
(4) 事業者の責任の履行に関する事項	11
(5) 県企業庁による事業の実施状況の監視	11
4 立地並びに規模及び配置に関する事項	11
(1) 施設の立地条件	11
(2) 土地の取得等に関する事項	12
(3) 施設整備の要件	12
(4) その他	13
5 事業計画等に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項	13
6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	13
(1) 事業者に債務不履行の懸念が生じた場合	13
(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合	13
(3) 金融機関と県企業庁との協議	13
7 金融上の支援等に関する事項	13
(1) 財政上、金融上の支援に関する事項	13
(2) その他の支援に関する事項	14
8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	14
(1) 環境への配慮	14
(2) 生活環境影響調査	14
(3) 議会の議決	14
(4) 情報公開及び情報提供	14
(5) 入札に伴う費用負担	15
(6) 実施方針に関する問い合わせ先	15

- [様式 1](#) 説明会参加申込書
- [様式 2](#) 実施方針等に関する質問書
- [様式 3](#) 実施方針等に関する意見書

- [別紙 1](#) 有償頒布のお知らせ
- [別紙 2](#) 寒川浄水場排水処理施設更新等事業に係る意見交換会に関する要綱
- [別紙 3](#) 寒川浄水場排水処理施設更新等事業に係る事業者ヒアリングに関する要綱
- [別紙 4](#) 脱水実験に使用する汚泥の提供について

- [添付資料 1](#) 本件事業に関する用語の定義
- [添付資料 2 - 1](#) 寒川浄水場 配置図
- [添付資料 2 - 2](#) 寒川浄水場排水処理施設 配置図
- [添付資料 3 - 1](#) 寒川浄水場のあらまし
- [添付資料 3 - 2](#) 排水処理施設の構成（更新後と現行との比較）
- [添付資料 4](#) 想定事業スキーム図
- [添付資料 5](#) 予想されるリスクと責任分担表
- [添付資料 6](#) 不可抗力への対応フロー
- [添付資料 7](#) 再生利用のフロー（イメージ図）
- [添付資料 8](#) 県企業庁が事業者を支払うサービス購入料について
- [添付資料 9](#) モニタリングの実施とサービス購入料の減額
- [添付資料 10](#) 落札者決定から運営開始までのスケジュール（イメージ）
- [添付資料 11](#) 審査時提出書類一覧表（案）
- [添付資料 12](#) 基本協定書（案）

寒川浄水場排水処理施設更新等事業実施方針

1 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

寒川浄水場排水処理施設更新等事業

イ 事業に供される公共施設等の名称

神奈川県企業庁水道局寒川浄水場排水処理施設

ウ 公共施設の管理者等の名称

神奈川県公営企業管理者 企業庁長 渡辺 穰

エ 事業目的

神奈川県企業庁水道局（以下「県企業庁」という。）は「快適な生活と社会活動を支えるため、水源の確保や水道施設を整備するとともに災害に強い水道づくりに努め、安全で良質な水を安定的に供給すること、また、常に経済性を発揮するとともに、効率的な水道事業の経営を目指す」ことをその経営理念としており、この経営理念実現のため、「安定給水の確保」、「災害に強い水道づくり」、「安全で良質な水の供給」及び「お客様サービスの向上」を主要な柱とした施策事業を展開している。

本件事業は「安定給水の確保」の一環として、運転開始から28年が経過し老朽化が進んでいる寒川浄水場排水処理施設における脱水施設の更新等を行うものである。

また、施設の更新に当たっては、循環型社会の実現の観点から、脱水処理に伴い発生する脱水ケーキの減量化と再生利用の促進に対応する施設整備が必要となる。

なお、寒川浄水場では、現在脱水ケーキをセメント原料として再生利用しているが、経済状況の変化や海外企業の進出により国内セメント原料の需要が大きく変動した場合の影響は大きく、安定的な浄水場運営のために多面的な脱水ケーキの再生利用が必要となっている。

本件事業は、このような状況に対応するため、旧第1浄水場跡地に脱水ケーキの減量化と多面的な再生利用が可能となる新たな脱水施設等の整備及び既存の濃縮施設と合わせた維持管理・運営を実施するものである。

オ 事業に関係する主な法令等

(ア) 水道法（昭和32年6月15日法律第177号）

(イ) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）

(ウ) 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）

(エ) 河川法（昭和39年7月10日法律第167号）

(オ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（昭和45年12月25日法律第137号）

(カ) 電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）

- (キ) 消防法(昭和23年7月24日法律第186号)
- (ク) 水質汚濁防止法(昭和45年12月25日法律第138号)
- (ケ) 大気汚染防止法(昭和43年6月10日法律第97号)
- (コ) 騒音規制法(昭和43年6月10日法律第98号)
- (サ) 振動規制法(昭和51年6月10日法律第64号)
- (シ) 悪臭防止法(昭和46年6月1日法律第91号)
- (ス) 自然環境保全条例(昭和47年10月21日条例52号)
- (セ) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成9年10月17日条例第35号)

本件事業の遂行に必要な許認可については、事業者の責任において取得するものとし、その費用についても事業者の負担とする。

カ 事業の範囲

本件事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年7月30日法律第117号。以下「PFI法」という。)」に基づき、事業者が新たに脱水施設等を設計・建設し、県企業庁に所有権を移転し、既存の濃縮施設を含めた排水処理施設全体()の維持管理・運営業務を遂行する。

また、事業者は排水処理に伴い発生する脱水ケーキの全量を搬出し、再生利用を図るものとする。

排水処理施設のうち、既存脱水施設については、新設施設の引渡しから1年以内に県企業庁が撤去し、撤去後の敷地についても県企業庁が維持管理を行う。

具体的には次のとおりとする。

- (ア) 新設施設の整備業務等
 - a 新設施設の設計及び建設
 - b その他新設施設及び濃縮施設の維持管理・運営のため、新設施設の運営開始前に必要な工事
- (イ) 新設施設及び濃縮施設の維持管理・運営

維持管理・運営業務には、清掃、保守管理(点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務)の他、修繕及び機器更新を含む。
- (ウ) 脱水ケーキの再生利用業務
 - a 脱水ケーキの搬出
 - b 脱水ケーキの再生利用
 - c 脱水ケーキの管理(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)に基づく管理業務)
- (エ) 上澄水の返送業務

キ 事業スケジュール

- (ア) 事業期間

a 新設施設等の設計・建設	平成15年12月～平成18年3月31日
b 許認可等の取得	平成15年12月～平成18年3月31日
c 新設施設等の引渡し・所有権移転	平成18年4月1日

d 維持管理・運営	平成18年4月1日～平成38年3月31日
(イ) 契約等の締結	
a 基本協定	平成15年11月
b 特定事業契約	平成15年12月
c 金融機関との直接協定	平成16年 3月

ク 事業方式

(ア) 新設施設

B T O (Build Transfer Operate) 方式 () とする。

事業者が施設を設計・建設後、施設の所有権を県企業庁に移転、その後事業者が維持管理・運営期間(20年間)を通じて、施設の維持管理・運営を行う方式。

(イ) 濃縮施設

濃縮施設については、事業者が必要な改造を行った上で、新設施設と合わせて維持管理・運営期間(20年間)を通じて、維持管理・運営する。(施設は県企業庁が所有。)なお、濃縮施設の維持管理・運営に必要な図面等は有償頒布する。

詳細は、別紙1「有償頒布のお知らせ」参照。

(2) 特定事業の選定に関する事項

ア 選定方法

本件事業をP F I (Private Finance Initiative) の手法により実施した場合に、従来型の手法により実施した場合に比べて財政資金の効率的活用が図られることが見込まれる場合に限り、特定事業として選定する。

イ 選定基準・手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- (ア) コスト算出による定量的評価
- (イ) 事業者に移転されるリスクの検討
- (ウ) P F I 事業として実施することの定性的評価
- (エ) 上記の結果を踏まえた総合的評価 (V F M 評価)

ウ 選定結果及び選定における客観的評価の公表方法

特定事業の選定結果について、V F M 評価の内容を明らかにした上、記者発表等により公表する。

なお、用語の定義、寒川浄水場(排水処理施設)の配置、想定事業スキーム等の本件事業に関する基本的な事項については、添付資料1から4までを参照。

2 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者選定の方法

総合評価一般競争入札方式による。

(2) 選定の手順及びスケジュール

	全体スケジュール	県企業庁に係る手続き
平成14年度 ↑ 7月下旬 8月初旬 9月中旬 9月下旬 10月中旬 10月下旬 ↓ 11月初旬 11月上旬 ~12月中旬 2月議会 ↓ ↑ 4月中旬 4月中旬 ~5月下旬 6月上旬 6月中旬 7月下旬 8月中旬 ~10月中旬 ↓ 10月下旬 11月上旬 12月 ↓ 3月		審査会 事業者選定手法を決定、実施方針等の検討
	ア 実施方針等の公表/説明会	
	イ 実施方針等に対する質問回答 キ 脱水実験	
	ウ 実施方針等に対する意見招請	
	実施方針等に対する質問への回答 ク 意見交換会	審査会 特定事業の選定に関する検討 特定事業の選定(VFM)
	オ 特定事業の選定結果の公表	
	カ 事業者ヒアリング キ 脱水実験	審査会 入札説明書等の検討 債務負担行為の設定(15年度当初予算)
	ク 入札公告等(実施方針等への意見に対する回答を含む。)	
	ケ 現況調査 コ 入札公告等に対する質問回答	
	サ 参加表明書、資格確認申請書の受付	
	シ 資格確認通知の発送	
	ス 提案書の受付	
	セ 落札者の決定	審査会 提案書の審査
	ソ 基本協定締結	
タ 特定事業契約締結		
		金融機関との直接協定の締結

(備考) 表中のア、イ、ウ...は、次ページ(3)応募手続き等の各項番に対応している。

(3) 応募手続き等

本件事業では、早い段階から事業に関する県企業庁の考え方を提示し、事業参入のための検討を容易にするため、実施方針の公表に合わせて、業務要求水準書(案)の他、特定事業契約書(素案) 落札者決定の考え方、実施方針等Q & A及び基本構想業務委託報告書(概要版)を公表する。

また、本件事業に関する県企業庁と事業者との相互理解を深めるとともに、事業者の参入のしやすさに配慮しながら事業を実施するため、従来の実施方針等に対する質問回答や意見招請に加えて、意見交換会や事業者ヒアリングを実施する。

ア 実施方針等の公表/説明会

県企業庁は本件事業についてPFI法第5条に規定する事項を記載した実施方針並びに業務要求水準書(案) 特定事業契約書(素案) 落札者決定の考え方、実施方針等Q & A及び基本構想業務委託報告書(概要版)を平成14年8月1日(木)に公表する。

なお、下記の日時・場所で説明会(現地見学会を含む。)を開催するとともに、実施方針等の閲覧を行う。

【説明会の開催】

(ア) 日時 平成14年8月8日(木) 13時30分から16時30分まで

(イ) 場所 神奈川県企業庁水道局寒川浄水場

第3浄水場 本館 大会議室(寒川町宮山4271)

(電話 0467-75-1056(代表))

実施方針等に関する説明の終了後、引き続き濃縮施設及び新施設等の建設用地の現地見学会を行う。(現地写真撮影可。)

【説明会の事前申込み】

説明会へは多数の参加希望者が予想されるため、事前申込み制とする。

参加希望者は次の手続きにより事前に申し込むこと。なお、説明会場の収容人数に制約があるため、申込みの状況によっては、1社当たりの参加人数を制限することもある。

(ア) 申込み期日 平成14年8月6日(火)午後3時まで(必着)

(イ) 申込み方法 [様式1](#)「説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、Eメール又はファックスにより、企業庁水道局浄水課水質班あてに申し込むこと。(電話での申込みは不可とする。)

(ウ) 注意事項

- ・ 説明会当日は、実施方針、業務要求水準書(案)、特定事業契約書(素案) 落札者決定の考え方、実施方針等Q & A及び基本構想業務委託報告書(概要版)は配布しないので、神奈川県のホームページからダウンロードして、持参すること。
- ・ 事前に申し込まずに、当日来場しても説明会には参加できない。
- ・ 現地見学会のみの参加は不可とする。

【説明会会場への交通】

J R相模線「宮山駅」から徒歩 10 分程度。

[添付資料 2 - 1](#)「寒川浄水場 配置図」参照。

なお、駐車スペースがないため、車での来場はできない。

【実施方針等の閲覧】

(ア) 閲覧期間 平成 14 年 8 月 9 日(金)から平成 14 年 9 月 27 日(金)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(イ) 閲覧時間 午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

(ウ) 閲覧場所 神奈川県企業庁水道局浄水課(横浜市中区日本大通 1)

【本件事業の実施に必要な関係資料の有償頒布】

本件事業の実施に必要なとなる図面、修繕履歴等の有償頒布を[別紙 1](#)「有償頒布のお知らせ」のとおり行う。

(ア) 申込み期間 平成 14 年 8 月 1 日(木)～9 日(金)(必着)

(イ) 有償頒布 平成 14 年 8 月 23 日(金)

イ 実施方針等に対する質問回答

実施方針等の内容に対する質疑応答を、次のとおり行う。

(ア) 質問の提出方法

質問内容を簡潔にまとめ、[様式 2](#)「実施方針等に関する質問書」に記入の上、神奈川県企業庁水道局浄水課水質班へ、Eメール又は郵送により提出すること。

(イ) 受付期間

平成 14 年 9 月 17 日(火)から平成 14 年 9 月 19 日(木)まで(必着)

(ウ) 回答

質問に対する回答は、平成 14 年 10 月 18 日(金)から神奈川県のホームページへの掲載及び閲覧により行う。なお、質問内容及び質問者についても合わせて公表する。

【質問及び回答内容等(実施方針等を含む)の閲覧】

(ア) 閲覧期間 平成 14 年 10 月 18 日(金)から平成 14 年 10 月 31 日(木)まで

(ただし、土曜日、日曜日は除く。)

(イ) 閲覧時間 午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から 4 時まで

(ウ) 閲覧場所 神奈川県企業庁水道局浄水課(横浜市中区日本大通 1)

ウ 実施方針等に対する意見招請

実施方針等に対する意見招請を、次のとおり行う。

(ア) 意見の提出方法

実施方針等に対する意見がある場合は、[様式 3](#)「実施方針等に関する意見書」に記入の上、神奈川県企業庁水道局浄水課水質班へ、Eメール又は郵送により提

出すること。

(イ) 受付期間

平成 14 年 9 月 24 日(火) から平成 14 年 9 月 27 日(金) まで(必着)

(ウ) 回答

意見に対する回答は、「エ 意見交換会」及び「カ 事業者ヒアリング」の結果を踏まえ、入札説明書に添付して公表する。なお、意見内容及び意見提出者についても合わせて公表する。

エ 意見交換会

本件事業では、従来の実施方針等に対する質問回答及び意見招請に加え、さらに幅広く事業者の意見を聴取し、県企業庁と事業者との相互理解を図ることを目的に、意見交換会(集会型式)を開催する。

(ア) 開催日時 平成 14 年 10 月 22 日(火) 10:00~12:00(9:30 受付開始)

(イ) 開催場所 地球市民かながわプラザ 2 階「プラザホール」

神奈川県横浜市栄区小菅ケ谷 1 - 2 - 1

意見交換会への参加には事前申込みが必要。詳細は別紙 2「寒川浄水場排水処理施設更新等事業に係る意見交換会に関する要綱」を参照。

オ 特定事業の選定結果の公表

本件事業を P F I 事業として実施すべき事業か否かを評価し、その結果(V F M)を公表する。

カ 事業者ヒアリング

本件事業では、従来の実施方針等に対する質問回答及び意見招請に加え、事業者の参入のしやすさに配慮した契約条件等の設定の一助とするため、事業者ヒアリング(個別ヒアリング)を実施する。

事業者ヒアリングへの参加には事前申込みが必要。実施日程等については、参加者に別途連絡する。詳細は別紙 3「寒川浄水場排水処理施設更新等事業に係る事業者ヒアリングに関する要綱」を参照。

キ 脱水実験

事業者による脱水設備の規模の算定等に必要データの収集に資するため、希望者に対し脱水実験に使用する汚泥の提供を行う。

詳細は別紙 4「脱水実験に使用する汚泥の提供について」を参照。

ク 入札公告等

本件事業は、総合評価一般競争入札方式により実施することから、神奈川県公報により入札公告をするとともに、実施方針等に対する意見等を踏まえ、入札説明書(本編及び付属資料(業務要求水準書、特定事業契約書(案) 落札者決定基準等)を公表する。

ケ 現況調査

入札公告後、新施設等の建設用地、既存施設の状態等の現況を確認する機会を設ける予定。

コ 入札公告等に対する質問回答

入札説明書等に対する質疑応答を行うものとする。

サ 参加表明書、資格確認申請書の受付

応募者は、参加表明書及び資格審査確認申請書を提出すること。なお、当該様式については入札説明書に示す。

シ 資格確認通知の発送

資格審査の結果を応募者に通知する。なお、入札参加資格がない場合、その理由の説明要求があった応募者に対しては回答書を送付する。

ス 提案書の受付

応募者は、本件事業に関する提案内容を記載した提案書を提出すること。提案書の作成要領については入札説明書に示す。また、必要に応じて応募者に対するヒアリングを行うことがある。

[添付資料 11](#)「審査時提出書類一覧表(案)」参照。

セ 落札者の決定

総合評価一般競争入札方式により落札者を決定し、応募者に通知する。

ソ 基本協定締結

落札者と基本協定を締結する。

[添付資料 12](#)「基本協定書(案)」参照。

タ 特定事業契約締結

基本協定の締結後、SPCと特定事業契約を締結する。

(4) 応募者の備えるべき参加資格要件

ア 応募者の構成等

応募者の構成等については、次のとおりとする。

(ア) 応募者は1社又は複数の企業等により構成されるグループとし、グループで応募する場合は代表者を定める。

(イ) 参加表明書により参加の意思を表明した応募者の構成員の変更は認めない。

ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、県企業庁と協議を行う。

(ウ) 1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(エ) 応募者は、特定事業契約締結までに、本件事業を実施する特別目的会社(以下

「SPC」という。なお、SPCは商法が規定する株式会社でなければならない。)を設立するものとする。グループで応募した場合のグループ代表者は必ずSPCへの出資を行うものとし、グループ代表者を含む応募者でSPCの過半数の株式を保持しなければならない。

(オ) SPCには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条に基づく技術管理者を設置するものとする。

イ 構成員の制限

次に該当する者は、応募者又はその構成員になれないものとする。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

(イ) 参加表明時から提案書提出時までの間に、県の指名停止措置を受けている者

(ウ) 本件事業の業務に関わっている者

(エ) 最近1年間の事業税を滞納している者

ウ 設計業務及び建設業務に係る要件

設計業務及び建設業務を実際に担当する者(応募者の構成員であるか協力企業であるかは問わない。)は、以下の要件を満たしていなければならない。

(ア) 設計業務を担当する者は、建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

(イ) 建設業務を担当する者は、次の要件を満たしていること。

a 建設業法第3条第1項の規定に基づく、土木一式工事及び建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

b 入札日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、土木一式工事及び建築一式工事に関わる建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査を受けた者であること。

ただし、複数者で施工する場合は、建設業務を担当する者の代表者が基準を満たしていればよいものとする。

協力企業とは、グループ代表者あるいはグループ構成員以外で本件事業の業務を担う者のこと。なお、協力企業であっても設計業務及び建設業務を担当する者については、資格審査確認申請後の変更は認めない。

エ 参加資格要件確認基準日

参加資格要件等の確認基準日は平成15年6月上旬を予定。

(5) 審査及び選定に関する事項

ア 審査に関する基本的な考え方

(ア) 審査に際しては、学識経験者等及び県職員で構成する審査会を設置する。

(イ) 審査会は、「事業遂行能力」、「サービス購入料」、「事業の安全性」、「施設能力」、「環境配慮」及び「脱水ケーキの再生利用」等の観点から総合的に提案書の審査を行い、優秀提案を選定する。

イ 審査手順に関する事項

審査は資格審査と提案審査に分けて実施し、価格その他の要素を総合的に評価し、最も優れた提案を優秀提案として選定する。

ウ 事業者の選定

県企業庁は、審査会による審査結果に基づいて落札者を決定する。県企業庁と落札者は入札説明書に基づき契約手続を行う。なお、落札者は、特定事業契約の締結により、本件事業の事業者として確定する。ただし、契約締結までの間に、落札者が県の指名停止措置を受けた場合は、その限りではない。

(6) 結果及び評価の公表方法

審査の結果は公表する。

(7) 提出書類の取扱い

ア 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。

なお、本件事業において公表及びその他県企業庁が必要と認めるときには、県企業庁は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本件事業の公表以外には使用せず、事業者選定後、一式を除いて返却する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

ア 責任分担の考え方

本件事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することによって、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、新設施設等の整備並びに新設施設及び濃縮施設の維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。

ただし、県企業庁が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県企業庁が責任を負うこととする。

イ 予想されるリスクと責任分担

県企業庁と事業者の責任分担は、原則として特定事業契約書（素案）及び添付資料5「予想されるリスクと責任分担表」によるものとし、意見招請、意見交換会及び事業者ヒアリングの結果を踏まえ入札説明書において確定する。

- (2) 提供されるべきサービス水準
業務要求水準書(案)のとおり。
- (3) 公共施設等の管理者による支払に関する事項等
県企業庁は、特定事業契約書の条項に従い提供されるサービスの購入料を支払う。
また、サービスの購入料に係るリスク分担、ペナルティ等の考え方については、原則として[添付資料 8](#)「県企業庁が事業者を支払うサービス購入料について」及び[添付資料 9](#)「モニタリングの実施とサービス購入料の減額」によるものとし、意見招請、意見交換会及び事業者ヒアリングの結果を踏まえ入札説明書において確定する。
- (4) 事業者の責任の履行に関する事項
事業者は、特定事業契約書に従い誠意をもって責任を履行する。
- (5) 県企業庁による事業の実施状況の監視
 - ア モニタリング
 - (ア) 各種許認可申請・取得時
事業者は、各種法令等に基づく許認可の書類作成を行い、所管官公庁に許認可申請を行うとともに、県企業庁に事前説明及び事後報告を行う。
 - (イ) 設計完了時
事業者は提案書に基づき設計を行い、設計完了時に県企業庁の確認を受ける。
 - (ウ) 工事施工時
事業者は、建築基準法第 2 条第 11 号に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に県企業庁から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。
また、県企業庁が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行う。
 - (エ) 工事完成時(完工確認)
事業者は、施工記録を用意して、現場で県企業庁の確認を受ける。
 - (オ) 施設運営開始後
県企業庁は、定期的に業務の実施状況を確認する。
 - イ サービス購入料の減額等
業務要求水準書で定められたサービス水準が維持されていないことが判明した場合は、サービスに対する支払の減額等を行う。([添付資料 9](#) 「モニタリングの実施とサービス購入料の減額」参照。)

4 立地並びに規模及び配置に関する事項

- (1) 施設の立地条件
 - ア 建設用地 神奈川県高座郡寒川町宮山 4058 番 6 他(寒川浄水場場内)
[添付資料 2-2](#)「寒川浄水場排水処理施設 配置図」の A

イ 敷地面積

- (ア) 新設施設の敷地面積(建設用地) 約 11,000m²
(イ) 濃縮施設の敷地面積 約 12,000m²

ウ 地域地区等(建設用地)

- (ア) 準工業地域
建ぺい率 60%
容積率 200%
(イ) 準防火地域

エ その他

- (ア) 建設用地はJR相模線隣接地である。
(イ) 建設用地には、旧第1浄水場の沈澱池やろ過池等の遺構が存在するが、脱水機棟の建設に係る部分については、平成16年6月30日までの間に県企業庁が撤去する。

(2) 土地の取得等に関する事項

排水処理施設の敷地は県企業庁の所有地であるが、事業者は本件事業の実施に必要な範囲において土地を無償で使用できるものとする。

(3) 施設整備の要件

ア 脱水設備に関する要件

- (ア) 無薬注方式の設備であること
脱水ケーキの減量化を図るため、薬品(消石灰等)を注入しない「無薬注方式」の設備であることを必須条件とする。
(イ) 脱水ケーキの含水率を35%以下とする脱水能力を有すること
脱水ケーキを園芸用土等、セメント原料以外に再生利用することも可能とするため、業務要求水準書(案)に示す条件下において、脱水ケーキの含水率を35%以下とする脱水能力を有する施設の整備を必須条件とする。

イ 脱水機棟に関する要件

- (ア) 脱水機棟に関しては、事業期間終了後も脱水設備を適宜更新しながら県企業庁において継続して使用する予定であることから、次期更新設備においても使用できる耐久性(目安として40年程度)を有するとともに、同一建物内において設備の更新が可能な構造とすること、また、施設の運転を継続しながら設備の更新が行えるよう配慮されていることが必要である。
(イ) 「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)の類」相当の耐震性を確保することが必要である。
排水処理施設のうち、既存脱水施設については、新設施設の引渡しから1年以内に県企業庁が撤去する。

また、撤去後の敷地は、将来の更新スペースとして確保する必要があるため、県企業庁が維持管理を行う。なお、当該敷地と濃縮施設の共通進入路（添付資料 2-2 の D 部分）についても、県企業庁が維持管理するが、事業者は当該進入路を自由に使用できるものとする。

（４）その他

ア 脱水ケーキの再生利用

事業者は脱水処理に伴い発生する脱水ケーキの全量を、維持管理・運営期間中、自らの提案に従って再生利用しなければならない。なお、排水処理施設の敷地内においては、脱水ケーキの加工及び販売は行えない。

詳細は添付資料 7 「再生利用のフロー（イメージ図）」を参照。

イ 総合排泥池及び濃縮槽の老朽化に関する調査

県企業庁は、総合排泥池及び濃縮槽の老朽化に関する調査を行い、その結果について参考として入札説明書において公表する。

5 事業計画等に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は特定事業契約書の解釈について疑義が生じた場合、県企業庁と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約書中に規定する具体的措置に従う。

また、特定事業契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

（１）事業者に債務不履行の懸念が生じた場合

県企業庁は、特定事業契約書の定めに従い事業者に改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。なお、具体的な対応方法については、特定事業契約書（実施方針公表時においては「特定事業契約書（素案）」）に規定する。

（２）その他の事由により事業の継続が困難となった場合

県企業庁及び事業者は、特定事業契約書に定める事由毎に、その責任の所在に応じて適切に対応する。

（３）金融機関と県企業庁との協議

本件事業が適正に遂行されるよう、重要な事項について、事業者に資金供給を行う金融機関と県企業庁とで協議を行うことがある。

7 金融上の支援等に関する事項

（１）財政上、金融上の支援に関する事項

事業者は、財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力し、同支援が適用される

場合には、県企業庁と協議する。

現時点で想定される財政上及び金融上の支援等は次のとおりである。

- ア 施設の整備、維持管理及び運営における県企業庁所有財産の無償使用
- イ 日本政策投資銀行による融資

(2) その他の支援に関する事項

その他の支援については以下のとおりとする。

- ア 事業実施に必要な許認可等の取得に関し、県企業庁は必要に応じて協力を行う。
- イ 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、県企業庁と事業者とで協議を行う。
本件事業は国庫補助対象事業ではない。また、県企業庁として補助金、出資等の支援は行わない。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 環境への配慮

事業提案に当たっては、次のとおり環境への配慮に留意すること。

- ア グリーン購入等、省資源に配慮すること
- イ 省エネルギーに配慮すること
- ウ 地球温暖化ガスの排出抑制に配慮すること
- エ 水循環（雨水の地下への浸透性等）に配慮すること
- オ 周辺的生活環境（交通安全等）に配慮すること

(2) 生活環境影響調査

本件事業における施設整備は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条に基づく「生活環境影響調査」の対象となる。当該調査のうち「現況調査」については、平成 14 年度に県企業庁で実施するため、事業者はそれ以降の調査を実施すること。

なお、本件事業は環境影響評価法及び神奈川県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの対象にはならない。

(3) 議会の議決

債務負担行為の設定に関する議案を平成 15 年県議会 2 月定例会に提案予定。

なお、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成 11 年 9 月 22 日政令第 279 号）」に定めるところにより、特定事業契約の締結については議会の議決を必要としない。

(4) 情報公開及び情報提供

神奈川県情報公開条例(平成 12 年 3 月 28 日条例第 26 号)に基づき情報公開を行う。情報提供は、適宜、記者発表及びインターネット等を通じて行う。

(5) 入札に伴う費用負担

応募者の入札に係る費用については、全て応募者の負担とする。

(6) 実施方針に関する問い合わせ先

本件事業に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

神奈川県企業庁水道局浄水課 水質班

電 話 045 - 210 - 1111 (代表) (内線7274 ~ 7276)

045 - 210 - 7274 (直通)

F A X 045 - 210 - 8903

Eメール ki-josui.3154@pref.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/sosiki/kigyouchou/3154/index.htm>